

都田川非出資漁業協同組合
内共第30号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は都田川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第30号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め第6条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(遊具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種はそれぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、これを行ってはならない。

ア魚種	イ漁法	ウ規模	エ区域	オ期間
あゆ	友釣	掛針はイカリ針の場合は 1段4本以内 チラン針の場合は2本以内 アユルアーもしくは 擬似おとり禁止 リール禁止	漁業権全域	6月1日以降の日で 組合が定め公示した 日から 12月31日まで
	餌釣	釣針2本以内	漁業権全域	

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
あゆ	10cm以下

(釣大会等ための遊漁の制限)

第5条 組合釣大会を開催するため一定期間・一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条の規定により、遊漁料は組合の事務所、又は組合が指定する販売店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を附加して得た金額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣・餌釣	1,500円 ただし解禁3日間 2,000円	6,000円

2 次表に掲げる遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の相当右欄のとおりとする。

小学生	無料
中学生 高校生	あゆ1日750円、ただし解禁3日間1,000円 1年3,000円

3 第5条に基づく大会遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大会名	参加料	
	大人	小・中学生・高校生
あゆ友釣大会	2,500円	1,250円

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与、譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者が、この規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

都田川非出資漁業協同組合
内共第31号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は都田川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第31号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め第6条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(遊具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種はそれぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、これを行ってはならない。

ア魚種	イ漁法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ	友 釣	掛針はイカリ針の場合は 1段4本以内 チラン針の場合は2本以内 アユルアーもしくは 擬似おとり禁止 リール禁止	漁業権全域	6月1日以降の日で 組合が定め公示した 日から 12月31日まで
	餌 釣	釣針2本以内	漁業権全域	

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	10cm以下

(釣大会等ための遊漁の制限)

第5条 組合釣大会を開催するため一定期間・一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条の規定により、遊漁料は組合の事務所、又は組合が指定する販売店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を附加して得た金額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣・餌釣	1,500円 ただし解禁3日間 2,000円	6,000円

2 次表に掲げる遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の相当右欄のとおりとする。

小学生	無料
中学生 高校生	あゆ1日750円、ただし解禁3日間1,000円 1年3,000円

3 第5条に基づく大会遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大会名	参加料	
	大人	小・中学生・高校生
あゆ友釣大会	2,500円	1,250円

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与、譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者が、この規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。